

鎌ヶ谷市教育委員会会議録

平成29年1月定例会

- 《1 期 日》 平成29年1月25日（水）
開会 午後2時20分
閉会 午後3時50分
- 《2 会 場》 中部小学校
- 《3 出席者》 皆川 征夫 教育長
皆川 準一 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
住石 英治 委員
石川 宏貴 委員
- 《4 出席職員》 山崎 正史 生涯学習部長
笠井 真利子 生涯学習部参事（事）文化・スポーツ課長
小川 宏宜 生涯学習部副参事
石黒 茂 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
後藤 由美 教育総務課長
青木 真也 生涯学習推進課長
崎田 浩史 教育総務課主幹
三石 宏 文化・スポーツ課主幹
市村 昌子 学校教育課学務保健室長
仲田 政樹 学校教育課給食管理室長
関 正人 教育総務課教育総務係長
- 《5 議案事項》
議案第1号 平成28年度教育費3月補正予算について

議案第2号 平成29年度教育費当初予算について

議案第3号 国史跡小金中野牧跡の土地取得について

《6 報告事項》

報告第1号 「鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策として通学区域の見直しについて及び指定校変更の運用の見直しについて答申書」の受領について

報告第2号 鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について

報告第3号 平成29年2月の行事予定

報告第4号 学校の近況報告について（指導）

報告第5号 学校の近況報告について（管理）

《7 傍聴者》

なし

教 育 長

本日の出席委員は5名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今より、鎌ヶ谷市教育委員会1月定例会を開会します。

本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「学校教育課学務保健室長」「学校教育課給食管理室長」「文化・スポーツ課主幹」の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。

教 育 長

本日の1月定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。

教 育 長	本日の審議案件、スケジュールについて、事務局の説明をお願いします。 ます。
教育総務課長	本日の審議案件は、「議案事項3件」及び「報告事項5件」です。 よろしく、ご審議のほどお願いいたします。
教 育 長	議案第1号の審議に入ります前に、議案第1号「平成28年度教育 費3月補正予算について」及び議案第2号「平成29年度教育費当初 予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項であり ますので、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公 開」とすることについてお諮りします。
教 育 長	議案第1号及び議案第2号を「非公開」とすることにご異議はござ いませんでしょうか。
委 員	異議なし
教 育 長	ご異議がございませんので、議案第1号及び議案第2号を「非公開」 といたします。

《これより非公開》

議案第1号「平成28年度教育費3月補正予算について」は、原案のとおり可決さ
れました。

議案第2号「平成29年度教育費当初予算について」は、原案のとおり可決されま
した。

《ここまで非公開》

教 育 長	次に、議案第3号「国史跡下総小金中野牧跡の土地取得について」 事務局の説明をお願いします。
-------	--

文化・スポーツ課主幹

議案第3号「国史跡小金中野牧跡の土地取得について」ご説明いたします。提案理由は、国史跡下総小金中野牧跡保存整備のため、土地を取得するものでございます。取得地は、鎌ケ谷市東中沢二丁目377番20、地積331.69平方メートル、取引予定価格36,485,900円、追加指定日は、平成28年3月1日でございます。

なお、買い上げ価格のうち、80パーセントを国庫補助、6.7パーセントを県補助を受けて買い上げを行う予定です。

教 育 長

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見がございますでしょうか。

教 育 長

それでは、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

委 員

異議なし

教 育 長

議案第3号「国史跡小金中野牧跡の土地取得について」は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。
以上で、議決事項を終了します。

【報告事項】

学務保健室長

(1) 報告第1号「鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直しについて及び指定校変更の運用の見直しについて答申書」の受領について

鎌ケ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直し及び指定校変更の運用の見直しについて、鎌ケ谷市学区審議会より、答申書を受領しましたので報告をさせていただきます。

本件につきましては、平成28年7月6日付で鎌ケ谷市教育委員会教育長より、鎌ケ谷市学区審議会へ諮問をしております。この諮問に

基づき、鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直しと指定校変更の運用の見直しについて、学区審議会に、より具体的な対応方針を検討していただきました。その答申書が、平成29年1月23日に学区審議会石井会長より皆川教育長に提出されました。

答申書の概要をご説明いたします。諮問事項一つめ、鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての通学区域の見直しについては、平成34年度までは、児童数が増加していくものの、将来的には減少していくものとみていることから、必要最小限の地域において行うとしております。

鎌ヶ谷小学校の状況より、学区審議会で通学区域の変更時期及び変更地域を検討いたしました。

通学区域変更実施時期は、平成29年7月1日です。

通学区域の変更地域については、答申書に記載の3箇所としております。

通学区域の変更にあたり検討を要する事項でございますが、大きく「教育的配慮」と「登下校の安全確保」について検討を行いました。

「教育的配慮」につきましては、通学区域変更前と通学区域変更後に分けて移行措置を設けました。

ただいまご報告いたしました内容につきましては、今年度の8月教育委員会定例会においてご報告させていただきました、鎌ヶ谷小学校の学級増に伴う通学区域の見直しにかかる対応案の内容と変更はございません。

「登下校の安全確保」については、通学区域の変更までに、優先的にかつ計画的に通学路の安全整備を行う必要があること、また、ハード面の対応だけでなく、人による見守りや安全指導等のソフト面の充実も求める内容となっております。

諮問事項二つめ、指定校変更の運用の見直しについては、原則、市が定める通学区域に基づき、通学する学校を指定しておりますが、特別な理由がある方については、指定校を変更し、学区外の学校を指定することがございます。この運用を見直すことで、鎌ヶ谷小学校の児童数を抑制することができないか、また、通学区域の変更を実施する

までにかかる時間を考えた時に、見直しを検討する地域においては、指定校変更の運用の見直しにより少しでも早い段階から、他の学校へ通うことはできないか検討を行いました。答申書に記載のとおり、他の通学区域との不公平感や指定校変更の取扱いが紛らわしくなる等の理由から、鎌ヶ谷小学校の学級増への対応策としての指定校変更の運用の見直しは行わないとしております。

学区審議会から教育委員会へ、事情によりなんらかの対応が必要と判断される場合には、指定校変更の基準に準じ、対応することが求められております。

文化・スポーツ課主幹

(2) 報告第2号「鎌ヶ谷市スポーツ施設指定管理者業務評価委員会の結果について」

指定管理業務評価委員会につきましては、平成28年12月9日に委員4名全員出席のもと実施いたしました。

業務評価結果は、別紙のとおりとなり、施設の管理運営にあたっては適正と認められました。

各所属長

(3) 報告第3号「平成29年2月の行事予定」について、資料に基づき説明を行いました。

学校教育課長

(4) 報告第4号「学校の近況報告について（指導）」について説明を行いました。

副参事

(5) 報告第5号「学校の近況報告について（管理）」について説明を行いました。

教育長

以上で、報告事項を終了します。

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。これにて鎌ヶ谷市教育委員会1月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

平成29年2月1日

教育長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作成者 関 正人